

食費と居住費(滞在費)の負担の軽減(負担限度額認定)が見直されます

令和3年8月1日
から

《負担限度額認定とは》

施設サービス(ショートステイを含む)を利用される場合、食費や居住費(滞在費)は利用者負担となりますが、世帯全員が住民税非課税かつその他要件を満たす方については、限度額を設けることで負担が軽減される制度です。

①施設入所者および短期入所サービス(ショートステイ)利用者の**食費の助成**について

令和3年7月31日まで

令和3年8月1日から

所得区分等		食費の負担限度額
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方又は生活保護を利用されている方	300 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額80万円以下の方	390 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額80万円を超える方	650 円



所得区分等		食費の負担限度額	
		施設サービス	短期入所サービス
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方又は生活保護を利用されている方	300 円	300 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額80万円以下の方	390 円	600 円
第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額 80万円超120万円以下 の方	650 円	1,000 円
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が年額 120万円を超える方	1,360 円	1,300 円

②助成の要件となる**預貯金等の基準**について

次のいずれかに該当する場合、認定を受けられません。

- (1) 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- (2) 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金額が一定額を超える場合

令和3年7月31日まで

所得区分等	預貯金等の基準
第1段階	単身1,000 万円 夫婦2,000 万円を超える
第2段階	
第3段階	



令和3年8月1日から

所得区分等	預貯金等の基準
第1段階	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円を超える
第2段階	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円を超える
第3段階①	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円を超える
第3段階②	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円を超える

更新および8月1日以降の申請の際に、認定要件に該当するか御確認の上、申請をお願いいたします。

【問合せ先】
 厚木市役所 福祉部 介護福祉課 介護給付係
 窓口;本庁舎2階10番
 電話;046-225-2240